2017.10.10

東京海洋大学 学術研究院 食品生産科学部門 教授

消費者庁 遺伝子組み換え表示制度に関する検討会 座長

**湯川剛一郎様**

**現行の表示制度を維持するとした9/27第５回遺伝子組み換え表示制度検討会の結論の撤回を求めます**

9/27の検討会での「現状維持」の結論に、わたしたち消費者は強く抗議します。

油、醤油などに表示義務を課さないのは、組み換え品種特有のタンパク質が検出できないのが理由とされていますが、トレーサビリティを管理すれば、書類などによって非遺伝子組み換えであるか否かを確認することはできるはずで、正当な理由とは認められません。業界は表示スペースが取られることも問題として挙げますが「油（遺伝子組み換え以下 ）、でんぷん（）」のようにすれば、ごくわずかな文字数で対応が可能です。

現行の表示制度は表示義務のある食品とない食品とが併存するため、わかりにくく、多くの消費者に「自分は遺伝子組み換え食品を食べていない」という誤解を産んでいます。

遺伝子組み換え食品を食べたくないと思う消費者も、あるいは食べたいと思う消費者も、表示があって困る人は誰もいません。困るのは業者だけでしょう。検討会は消費者に対するヒアリングが1回だけであったのに対し、業者へのヒアリングには2回を割くなど、明らかに業者への配慮に偏ったものです。なぜ、そんなまでに業者の肩をもたれるのですか。消費者には知る権利、選ぶ権利があります。先生の教え子も消費者です。なぜ教え子の権利を踏みにじるようなことをされるのでしょうか。

9/27の結論を撤回し、消費者の声に耳を傾けてよく議論され、すべての遺伝子組み換え食品に表示をするよう制度を改善してくださいますようお願いします。

